

北病院デイケア運営規程

(事業の目的)

第1条 北医療生活協同組合が開設する北病院デイケア（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供する事を目的とする。

(指定通所リハビリテーションの運営の方針)

第2条 事業所の従業員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの運営の方針)

第3条 介護予防サービスを提供する際の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境整備等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高める適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 介護予防サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 運動機能の向上については、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 北病院デイケア

(2) 所在地 名古屋市北区上飯田南町2-88

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名以上

通所リハビリテーションの指示、その効果の評価や一般状態管理。

(3) 理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士 1名以上
通所リハビリテーションの提供に当る。

(4) 看護師もしくは准看護師 1名以上
通所リハビリテーションの提供に当る。

(5) 介護職員 6名以上
通所リハビリテーションの提供に当る。

(営業日と営業時間)

第6条 営業日とサービス提供時間を次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

(2) サービス提供時間 午前10時より午後4時15分

ただし、日曜日及び年末年始(12月30日から1月3日)、8月15日は休業日とする。

(利用定員)

第7条 利用定員は60名とする。

(通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。尚、食費については全額負担とする。

(1) 脳卒中後遺症や痴呆等の心身機能低下に作業療法や理学療法を実施し心身機能の回復または維持をする。

(2) 入浴はリハビリテーション計画に従い提供する。

(3) 食事は提供する。

(4) 送迎はリハビリテーション計画に従い提供する。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

3 食費は450円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市北区、東区、守山区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所の利用者には、設備・機器等の利用にあたっては、職員の指示に従い正しく利用するよう指導する事とする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は非常災害にあたっては、被害を最小限にとどめるために、非難誘導訓練、消火訓練を年2回行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果に

ついて従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

付則 この規程は平成17年10月1日から施行する。

改則 この規定の一部を平成19年5月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成20年4月28日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成21年6月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成22年4月5日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成23年6月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成24年6月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成25年6月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成26年6月1日に改訂した。

改則 この規程の一部を平成26年7月22日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成27年4月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成27年6月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成27年10月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成29年3月15日に改訂した。

改則 この規定の一部を平成30年4月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を令和1年6月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を令和2年6月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を令和2年7月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を令和3年4月1日に改訂した。

改則 この規定の一部を令和4年6月1日に改定した。

改則 この規定の一部を令和6年6月1日に改訂した。